

片品村セミセルフレジ・キャッシュレス決済導入業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、片品村セミセルフレジ・キャッシュレス決済導入業務を委託するにあたり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制、実績をもった業者を公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、必要な事項を定める。

1 趣旨（目的）

本庁舎出納室にセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末を導入し（以下「セミセルフレジ等」という。）現金のみとなっている証明書発行手数料等の支払いをキャッシュレス決済に対応できる環境とすることで支払い方法を多様化させ、住民サービスの向上と窓口サービスのデジタル化を推進する。また、職員の作業効率化や釣銭渡しなど会計トラブルの解消を図り、正確かつ迅速な公金収納窓口業務とすることを目的とする。住民課窓口には会計前の清算用レシートが発行される端末機を導入し、セミセルフレジ等での連携した清算ができるようにする。

業者選定にあたっては、機能、実績、実施体制、費用等を総合的に評価し、片品村に最もメリットのある業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

2 業務概要

- (1) 目的 現金のみとなっている証明書発行手数料等の支払いをキャッシュレス決済に対応できる環境とすることで支払い方法の多様化に対応する。またセミセルフレジによる受け渡しに伴う接触の機会を減らし住民の方の安心感と利便性を向上させることを目的とする。
- (2) 業務名 片品村セミセルフレジ・キャッシュレス決済導入事業業務委託（以下「本事業」という。）
- (3) 事業主体 片品村
- (4) 業務内容 「片品村セミセルフレジ・キャッシュレス決済導入事業仕様書」のとおり
- (5) 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (6) 上限金額 5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。参加事業者は、以下の要件を満たす者の中から指名することとする。

- (1) 令和8年度・令和9年度片品村入札参加資格審査申請中であること。
- (2) 群馬県内において本事業と類似する事業実績を有すること。
- (3) 片品村との協議・調整を円滑に行うことが可能であると認められること。
- (4) 本事業を確実・円滑に遂行できる安定的かつ健全な体制・財政能力を有すること。
- (5) 次に掲げる事由に該当しないこと。
 - ①破産法第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
 - ②会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。
 - ③民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。
 - ④地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
 - ⑤片品村の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領又は片品村の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に基づく指名停止措置を受けている者。
 - ⑥国税及び地方税を滞納している者。

4 実施スケジュール

	日 程
公募開始（村ホームページ掲載）	令和8年3月16日（月）
質問書の提出期限	令和8年3月18日（火）
質問書の回答	令和8年3月25日（水）
参加表明書等提出期限	令和8年3月30日（月）
参加資格審査結果通知	令和8年4月 3日（金）
企画提案書等提出期限	令和8年4月 8日（水）
プレゼンテーション等の実施	令和8年4月14日（火） 午後（予定）
選定結果通知	令和8年4月17日（金）（予定）
契約締結	令和8年4月下旬

5 質問書の提出及び回答

(1) 提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時必着

(2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容等を記載し、電子メールで提出すること。電子メールの件名は「片品村セミセルフレジ・キャッシュレス決済導入業務委託公募型プロポーザルに関する質問」とし、送信後は必ず電話により受信確認を行うこと。

(3) 提出先

片品村役場住民課（jyumin@vill.katashina.gunma.jp）

(4) 回答方法

令和8年3月25日（水）までに、村ホームページ上で回答する。ただし、村ホームページ上で回答することが、情報セキュリティ上問題があると判断した内容については、村ホームページ上ではなく、質問書提出事業者及び参加表明書提出事業者の届出のメールアドレスに回答を送付する。

6 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和8年3月30日（月）午後5時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(3) 提出先

片品村役場住民課 〒378-0498 群馬県利根郡片品村大字鎌田3967番地3

(4) 提出書類

①参加表明書（様式2）1部

②会社概要（任意様式）1部※パンフレット等でも可

③直近3年分の決算資料（貸借対照表、損益計算書等）1部

④国税、都道府県税、市町村税の滞納がないことの証明書各1部

※3か月以内に発行されたものであること。

⑤業務実績調書（様式3）1部

※契約書又は契約を履行したことがわかる書類等の写しを添付すること

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年4月8日（水）午後5時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(3) 提出先

片品村役場住民課 〒378-0498 群馬県利根郡片品村大字鎌田3967番地3

(4) 提出書類

本プロポーザルに参加する場合には、以下のとおり必要書類を提出すること。紙媒体で正本1部、副本として電子記録媒体に格納した電子データ1部を提出すること。

- ①企画提案書（任意様式）
- ②工程表（任意様式）
- ③見積書及び積算内訳書（任意様式）

※別紙の仕様書の仕様を満たす機器の導入費、設置設定作業費及び保守費用（月額。無料保証期間がある場合は、経過後の月額保守費用）を積算すること。

※税抜価格、消費税額、税込価格を併せて表記すること。

(5) 提案事項

企画提案書については仕様書及び様式5の機能要件等自己点検表の内容を踏まえ、別表「評価基準」に記載された評価項目を網羅した提案内容とし、評価項目に沿って作成すること。

(6) 企画提案書等の作成方法及び提出方法

- ①提出書類はすべてA4版又はA3版で作成すること。A3用紙を使用する場合については、A4サイズに折りたたむこと。
- ②企画提案書の正本は、両面印刷とし、表紙、目次、ページ番号を付けること。
- ③書類の正本はA4サイズのファイルに企画提案書、機能要件等対応表、工程表、見積書、積算内訳書、の順で綴じファイルの表紙及び背表紙には、業務名と事業者名を記載して提出すること。また副本として提出する電子記録媒体にもラベルを貼り業務名・事業者名を記載して提出すること。

8 辞退届の提出

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに片品村役場住民課に電話連絡の上、辞退届（様式4）を持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。

9 プレゼンテーション及び質疑応答

(1) 開催日程

令和8年4月14日（火）予定※開催時間については、別途通知する。

(2) 開催方法

- ①1提案者当たりの時間は、50分（プレゼンテーション、デモンストレーションを併せて40分、質疑応答10分）以内とする。
- ②出席者は3人以内とし、うち1人は本件を主に担当するものとする。
- ③プレゼンテーションは、提出された企画提案書を基に行うこと。
- ④提案者には、集合時間、集合場所等を記した開催通知を事前に送付する。
- ⑤プレゼンテーションに機材が必要な場合は、各自用意すること。
- ⑥応募事業者が多数の場合、事前に企画提案書の書類審査等を行い、優良提案を3者程度選定し、プレゼンテーションを実施する場合がある。

10 受託候補者の選定

(1) 選定方法

- ①企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえて、（2）評価基準に基づき、「片品村セミセルフレジ・キャッシュレス決済端末導入事業受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。
- ②選定委員会の審査結果に基づき、評価の合計が最も高い者を受託候補者、次に高い者を次点者として選定する。
- ③本業務の目的が達成可能と判断するための「最低基準」を設け、各委員の評価点満点の合計の6割に満たない場合は、その提案は不採用とする。

別表

(2) 評価基準

項目番号	審査項目	補足説明	評価配点	
1 全体評価	(1)	業務内容の適格性	仕様書の内容を的確に捉えた提案となっているか。	5
	(2)	提案内容の実現性	提案内容は具体性があり、実現性があるか。 (業務フロー・工程表等の妥当性)	5
	(3)	業務内容の理解度等	業務内容の理解・知識は十分であるか。	5
2 セミセルフレジ	(1)	セミセルフレジとしての使いやすさ	来庁者が使いやすく、補助することなく支払いを行うことができるか。	10
	(2)	ディスプレイの見やすさ	来庁者が支払額、投入金額、釣銭についてきちんと認識できるか。	10
	(3)	自動釣銭機の性能	来庁者が金銭を投入しやすい仕様となっているか。	10
	(4)	職員による操作性	直観的に操作でき、誤処理等の修正も容易に操作できるか。	10
	(5)	誤操作の防止	キャッシュレス不可の手数料等について、現金決済のみを選択できる仕様にてできるか。また、誤操作防止の工夫ができるか。	5
	(6)	取消処理	返金に係る取消処理を簡単に行うことができるか。	5
	(7)	集計機能	職員側操作画面の日計・月計等及び科目ごとの集計表示が可能か。また有用なデータとして外部出力可能な集計データがあるか。	10
3 保守・サポート・研修等	(1)	情報セキュリティ及び個人情報保護	情報セキュリティ及び個人情報保護対策が十分に図られているか。	10
	(2)	保守・保証の範囲	保守・保証は十分な内容であるか。	5
	(3)	サポート窓口体制	機器の故障時のサポート体制は十分に整っているか。	10
	(4)	技術者の現地派遣	機器等に機能不良が生じた場合、迅速に対応できるか。また、作業員の派遣依頼から現地到着までに要する時間はどのくらいか。	10
	(5)	マニュアルの整備	操作する職員が理解しやすい、十分なマニュアルが作成されているか。	5
	(6)	職員研修	実務に有効であり、実践的な研修内容であるか。	5
4 独自提案・意欲	(1)	独自提案	本村が定める仕様書にない有益な提案があるか。また、機器に搭載されている機能を活用し、有益な業務効率化の提案がなされているか。	20
	(2)	取組意欲・信頼性	業務実施への積極的な意欲がみられ柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。	5
5 実績	(1)	業務実績	国又は地方自治体等からの同種業務及び類似業務の受注実績がある等、十分な信頼性が確認できるか。	5
6 価格評価	(1)	機器導入	(提案価格のうち最低価格) ÷ (提案価格) × 100	10
	(2)	ランニングコスト(月額)	(提案価格のうち最低価格) ÷ (提案価格) × 100	20
評価点合計			180	

(3) 失格事項

企画提案書を提出した提案者又は提出された提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- ①参加資格要件を満たしていない者
- ②提出書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
- ③見積書の金額が「2(5) 提案上限額」を超過した場合
- ④提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤プレゼンテーションに出席しなかった者
- ⑥選定の公平性を害する行為があった場合
- ⑦その他、社会通念に照らし失格に当たる事由があると認められる場合

(4) 審査結果の通知

審査の結果は、令和8年4月17日(金)に提案者全員に通知する。また、受託候補者については、村のホームページで公表する。なお、審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じない。

1 1 契約

(1) 審査により受託候補者に選定された事業者と本村で、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に協議を行い、協議が整った時点で随意契約により契約を締結する。なお、協議の結果、提案内容の一部が変更になる場合がある。

(2) 辞退その他の理由で契約ができなくなった場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。

1 2 その他

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 企画提案書、誓約書及び同種業務・類似業務実績書等に虚偽の記載をしたと認められる場合は、参加の無効又は受託候補者の選定の取り消しを行うものとする。

(3) 提出された書類等は、返却しないものとする。

1 3 担当部署 (提出・問い合わせ)

片品村役場住民課

〒378-0415 群馬県利根郡片品村大字鎌田3967番地3

電話：0278-58-2116 (直通)

FAX：0278-58-2110

メールアドレス：jyumin@vill.katashina.gunma.jp